

公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクター「しかまるくん」使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクター「しかまるくん」(以下「しかまるくん」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「しかまるくん」とは、公益社団法人奈良市観光協会が著作権を有している別紙1のデザイン、商標登録第5557124号並びにこれらを展開したものとする。

(使用承認の申請)

第3条 「しかまるくん」を使用しようとする者、(以下「使用申請者」という。)は、あらかじめ公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、新聞、テレビ等報道機関が報道目的で使用する場合は、この限りでない。

2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

(使用承認基準)

第4条 会長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査する。審査の結果、使用を承認するときは、公益社団法人奈良市観光協会マスコットキャラクター使用承認書(様式第2号)及び別に定めるガイドラインを交付するものとする。

2 会長は、前項の規定により承認する場合において、条件を付することができる。

3 「しかまるくん」の使用が次の各号いずれかに該当する場合は、会長はこれを承認しないこととし、使用不承認通知書(様式第3号)を交付するものとする。

- ①公益社団法人奈良市観光協会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- ②特定の政治、思想、宗教を支援し、または支援しているような誤解を与えるおそれがある場合。
- ③特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与えるおそれがある場合
- ④不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- ⑤公益社団法人奈良市観光協会の事業又は公益社団法人奈良市観光協会が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
- ⑥法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- ⑦この使用要綱の規定に従わないおそれがある場合
- ⑧その他承認することが不相当と認められる場合

(デザイン承認)

第5条 「しかまろくん」のデザインは、前条第1項のガイドラインに沿ったものでなければならない。

- 2 前条第1項により「しかまろくん」の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、デザイン承認申請書（様式第4号）にデザイン案及びその試作品等を添えて会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(契約)

第6条 使用者は、前条第2項によりデザイン承認を受けた後、会長と商品化権許諾契約書（様式第5号）を締結しなければならない。ただし、第9条各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- 2 「しかまろくん」の使用期間は、契約を締結した日から1年間とする。ただし、必要に応じて使用期間を短縮することができる。
- 3 前項の使用期間終了後、引き続き「しかまろくん」を使用しようとする者は、改めて第3条の申請を行い、会長の承認を受けなければならない。但し、使用期間終了後の未販売の許諾商品在庫に限り、別途契約に定める条件に従って販売することができる。

(契約の解除等)

第7条 会長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4号第1項の使用承認を取り消し、又は前条第1項の契約を解除することができる。

- ①使用者がこの要綱に違反した場合
- ②使用者が第4条第2項の条件に違反した場合
- ③第4条第3項各号のいずれかに該当することとなった場合
- ④第5条第2項の承認を受けられない場合
- ⑤その他会長が取り消し、又は解除することが適当と認めた場合

- 2 会長は、前項の規定による使用承認の取り消し及び契約の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用料)

第8条 「しかまろくん」の使用は、有償とする。

- 2 「しかまろくん」の使用料は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- ①商品（販売を目的として製造する品物（パッケージを含む。）及びそれに準ずるもの（以下「品物等」という。）並びに品物等の広告（品物等の情報を広く宣伝するものをいい、品物等に「しかまろくん」を使用しているものに限る。）をいう。以下同じ。）にする場合。

商品販売総額（販売小売価格にその生産予定数を乗じて算出される金額）に乗じて得た額。

（観光協会会員：1%、非会員：3%）

- ②景品（商品等の販売促進を目的とした製品（パッケージを含む。）及びそれに準ずるもの（以

下「製品等」という。)並びに製品等の広告(製品等の情報を広く宣伝するものをいい、製品等に「しかまろくん」を使用しているものに限る。)をいう。以下同じ。)に使用する場合。

景品の製作費用総額に乗じて得た額。(観光協会会員：1%、非会員：3%)

③広告(商品、事業等の情報を広く宣伝するものをいう。以下同じ。)に使用する場合。(前各号の広告を除く。)

広告の製作費用総額(広告のために使用する媒体に対する支払額を含む。)に乗じて得た額。
(観光協会会員：1%、非会員：3%)

④プライズ(賞・賞品を目的とした製品)に使用する場合。

製品の製作費用総額に乗じて得た額。(観光協会会員：3%、非会員：10%)

3 会長は、使用料を減額する公益上の必要があると認める場合は、前項に規定する使用料を別途個別に協議のうえ減額することができる。

(無償使用)

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、「しかまろくん」を無償で使用させることができる。

①公共団体が公共用に使用する場合。

②奈良市内の自治会、NPOその他の公共的団体等が公益的な活動のために使用する場合。

③新聞、テレビ、雑誌等報道機関が報道目的で使用する場合。

④旅行代理店及び公共交通機関が行う広告並びに出版社が発行する雑誌等の一部において使用する場合で、当該使用により奈良市への誘客効果が期待できるとき。

⑤別紙2(ライセンス使用ガイドライン無償編)に定める図案を広告に使用する場合で、当該使用により奈良市の広報が期待できるとき。

⑥その他無償とする公益上の必要があると認める場合。

(使用上の遵守事項)

第10条 使用者は、「しかまろくん」を承認された用途のみに使用し且つ別途契約に定める使用条件を遵守しなければならない。当該使用に係る商品等を原因とする事故に対しては、会長は一切の責任を負わないものとする。

(証紙の交付)

第11条 「しかまろくん」を有償で使用する商品又は景品、プライズ(以下「使用品」という。)の使用者は、使用品1個ごとに会長から交付を受けた証紙を張り付けなければならない。(印刷証紙を使用する場合はその限りでない。)

2 証紙代は、使用品の数に1円を乗じて得た額に消費税法(昭和六十三年法律第八号)第二十九条に規定する率と当該率に地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の八十三に規定する率を乗じた率とを合算した率を乗じて得た額を加算した金額とする。(印刷証紙を使用する場合は必要なし。)

(使用料の納付)

第12条 使用者は、第8条の規定により算出した使用料及び前条第2項の証紙代を契約締結後、公益社団法人奈良市観光協会が発行した請求書を受領した日から30日以内に指定する口座に振り込まなければならない。この場合における振込手数料は、使用者の負担とする。

2 前項の規定により納入された使用料及び証紙代は、理由のいかんを問わず、これを返還しない。

(承認事項の変更)

第13条 使用者が使用承認の内容を変更しようとする場合、あらかじめ使用変更承認申請書(様式第6号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は前項に規定する申請書を受領した場合は、その内容を審査し、変更を承認するときは使用変更承認書(様式第7号)を、承認しないときは使用変更不承認通知書(様式第8号)をそれぞれ交付するものとする。

3 変更が承認された場合は、必要に応じて第6条第1項の規定により締結した契約を変更するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第14条 使用者は、「しかまろくん」を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

(損失補償等の責任)

第15条 会長は、「しかまろくん」の使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、「しかまろくん」の取扱いについて必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。